

免許取得における更新期限の延期 及び認定講習による取得方法について

<u>修了確認期限(受講期間)の延期について</u>	1
<u>特別支援学校教諭普通免許状取得方法について</u>	2
<u>共通</u>	4
1 2種免許状を所有する教員について	
2 単位の修得方法	
3 単位の修得方法に関する問い合わせについて	
4 留意事項	
<u>幼稚園教諭</u>	6
1 在職年数による必要単位数の逡減について	
2 単位の修得方法	
<u>小学校教諭</u>	8
1 在職年数による必要単位数の逡減について	
2 単位の修得方法	
<u>中学校教諭</u>	10
1 在職年数による必要単位数の逡減について	
2 単位の修得方法	
3 教科に関する科目	
<u>高等学校実習助手</u>	13
1 在職年数による必要単位数の逡減について	
2 単位の修得方法	
3 高等学校実習教科に関する科目の最低修得単位数	
<u>養護教諭</u>	16
1 在職年数による必要単位数の逡減について	
2 単位の修得方法	
<u>特別支援学校教諭</u>	18
<u>栄養教諭</u>	28
1 教員普通免許状を有している場合	
2 教員普通免許状を有しない場合	
3 栄養教諭二種免許状から一種免許状への上進について	

修了確認期限(受講期間)の延期について

教員免許更新制においては、免許状の授与を受けてから修了確認期限までに10年を経過しない場合は、免許取得から10年間を限度として、修了確認期限の延期が可能です。ただし、別途手続きが必要です。

新たな免許状の授与によって延期可能となる場合(例)

< 免許状一般について >

	所有する免許状	期限の10年前までに取得した免許状	延期
例	二種免許状	一種免許状	可
例	一種免許状	専修免許状	可
例	高一種(数学)	高一種(理科)	可
例	中一種(社会)	高一種(地理歴史)	可
例	高一種(外国語(英語))	中一種(外国語(英語))	可

< 特別支援学校教諭免許状について >

盲・聾・養護学校教諭免許状は、平成19年4月1日からの法改正によって、特別支援学校教諭免許状として一本化されており、法改正以前に授与された盲・聾・養護学校教諭免許状の所有者は、下表により特別支援学校教諭免許状を有するものとみなされています。

旧制度(盲・聾・養護学校教諭免許状)		現行制度(特別支援学校教諭免許状)
名称		領域名
盲学校教諭免許状	読み替え	視覚障害者に関する教育領域
聾学校教諭免許状		聴覚障害者に関する教育領域
養護学校教諭免許状		知的障害者に関する教育領域
		肢体不自由者に関する教育領域
		病弱者に関する教育領域

(例) 養護学校教諭一種免許状は、特別支援学校教諭免許状の知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育領域についての免許状を有するものとみなされている。

< 特別支援学校教諭免許状取得における延期での注意点 >

特別支援学校教諭免許状は、最初の取得は延期の対象となりますが、その後、他領域の取得(領域の追加)では延期の対象となりませんのでご注意ください。

(例) 特別支援学校教諭二種免許状を初めて取得(知的領域) 延期可

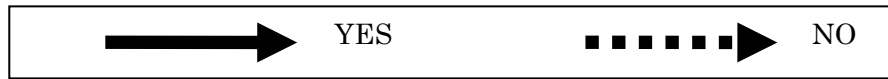
その後、二種免許状における病弱領域の単位を修得し、取得 延期不可

なお、二種免許状所持者が、一種免許状を初めて取得する際は延期対象です。

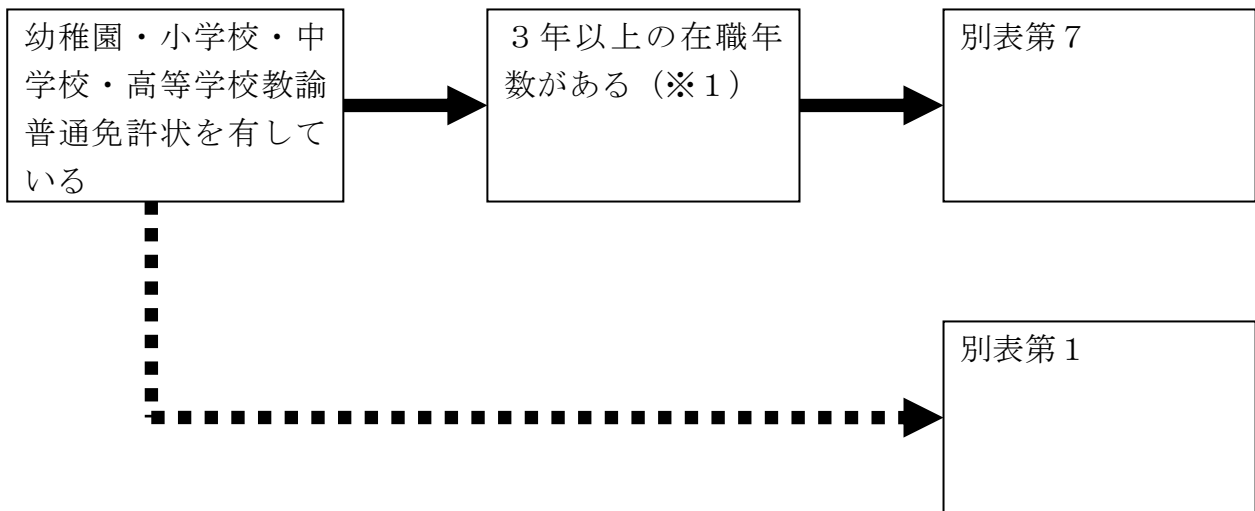
延期をされる場合は、教職員課職員・免許班まで一度ご連絡下さい。

II 特別支援学校教諭普通免許状の取得方法について

①特別支援免許状取得の方法は下記のとおりです。

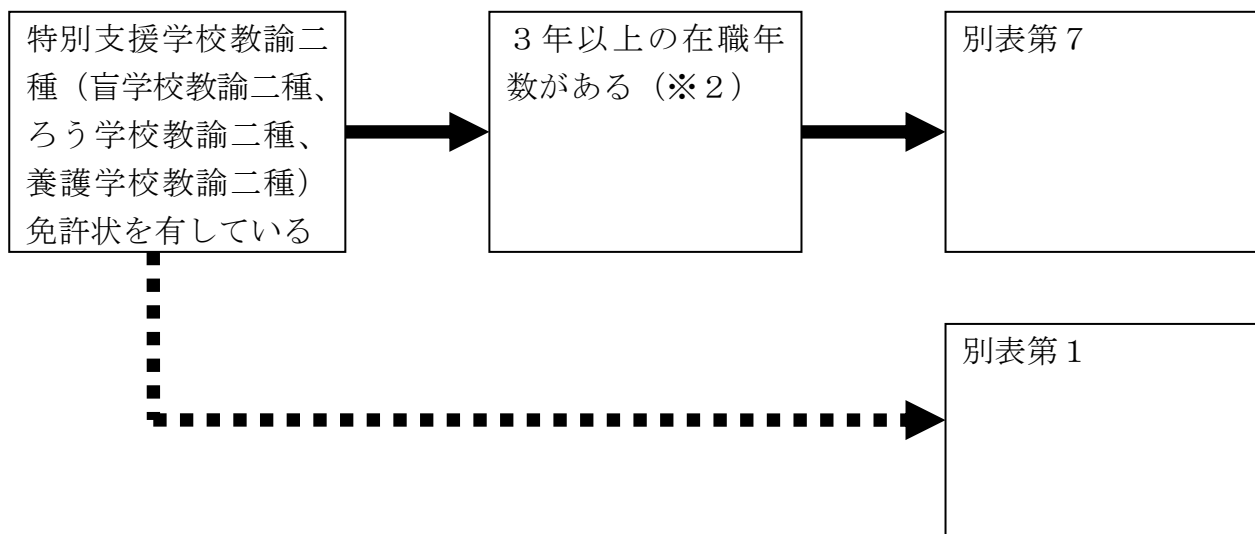


二種免許状の場合



(※1) 基礎となる免許状を取得した後の在職年数であること。

一種免許状の場合



(※2) 基礎となる免許状を取得した後、授与を受けようとする免許状に定められることとなる当該免許状領域の特別支援学校教員としての在職年数であること。

特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、2通りの方法(別表第1・別表第7)があります。なお、別表第7に該当する場合、通常取得方法の別表第1に比べ、少ない単位での免許状取得が可能です。

②別表第1・別表第7の免許取得比較は、下記のとおりです。

二種免許状を取得する場合

	基礎となる免許状	必要単位数	在職年数
別表第1	幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭普通免許状を有すること	16単位以上	
別表第7	幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭普通免許状を有すること	6単位以上	基礎となる免許状を取得した後、当該校種の教員として3年以上の勤務必要(※1)

一種免許状を取得する場合

	基礎となる免許状	必要単位数	在職年数
別表第1	学士の学位を有すること 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭普通免許状を有すること	26単位以上(※2)	
別表第7	特別支援学校教諭二種免許状を有すること	6単位以上	基礎となる免許状を取得した後、当該免許状領域の特別支援学校教員として3年以上の勤務必要(※1)

(※1) 3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業や休職期間のほか指導主事として勤務した期間、養護教諭、実習助手、寄宿舍指導員(寮母)として勤務した期間等は含まれません。

(※2) 特別支援学校教諭二種免許状を有した者が、一種免許状を取得しようとする場合、二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

(詳しい単位の内訳は手引きの IX 特別支援学校教諭 P18 をご覧ください)

共 通

1 2種免許状を所有する教員について

2種免許状は教諭の免許状である普通免許状であって、2種免許状を有する教員が担当しうる教育活動も、教科の指導のほか、道徳や特別活動など学校における教育活動全般にわたる点で、1種免許状及び専修免許状と変わるところはありません。

しかし、教員に求められる資質能力の水準としては、学部卒業が基本であるとの観点から、昭和63年の教育職員免許法改正により、学部卒業を基礎資格とする1種免許状が標準的な免許状として位置づけられるようになりました。

よって、短期大学卒業程度を基礎資格とする2種免許状については、1種免許状との比較において、教員としてなお一層の研さんを積むことが必要であることから、教育職員でその有する相当の免許状が2種免許状であるものには、1種免許状取得の努力義務が課されています。

2 単位の修得方法

大学の通信教育

免許法認定講習

1種免許状の取得は、大学の通信教育等を利用した本人の自発的な努力が前提ですが、これを支援する目的で免許法認定講習を開講し、単位修得の機会を提供しているところです。

なお、本県の認定講習のみで単位修得をお考えの場合、定員等の都合もあり、1年間で1～2単位しか修得できませんので、年数がかかります。大学の通信教育等と組み合わせての単位修得をお勧めします。

また、法改正等により単位の修得方法が変わる場合もありますので、本資料中の読み替え表等を確認するとともに、在職年数に応じた単位修得を進めてください。

放送大学長崎学習センター

開設講座等については、直接放送大学にお尋ねください。

長崎市文教町1番14号 TEL 095-813-1317

大学の免許法認定公開講座

上記の～で修得した単位の組み合わせでも単位は有効です。

3 単位の修得方法に関する問い合わせについて

修得単位数等の確認・問い合わせについては、電話によりお願いします。

問い合わせの内容・時期によっては、時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

(問い合わせ先) 教職員課職員・免許班 TEL 095-894-3334 (ダイヤルイン)
FAX 095-894-3473

4 留意事項

この資料では、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校実習助手及び養護教諭の各免許状取得にあたっての単位の修得方法は、最低修得単位数が10単位になる場合について記載していますので、これ以外の在職年数による単位修得については、教職員課職員・免許班までお尋ねください。

単位の修得については、校種・職種・学歴・在職年数等により必要とされる所要資格が異なることから、各人自己の責任において確認をお願いします。

養護に関する科目については、免許規則に規定する科目の内容すべてを含んで開設していない場合がありますのでご注意ください。

例えば、養護教諭について、本県の認定講習においては、一つの科目を分離開設(一部事項のみの開設)している科目があります。

養護に関する科目は、単位数の要件と科目としての要件(一つの科目についてすべての事項を含んでいることが必要)を充たす必要があります。

詳しくは養護教諭の頁を参照。

栄養教諭免許状の取得については当初法律上、現職の学校栄養職員のみ対象でしたが、その後教育職員免許法の改正により、その他の職種(例：教育委員会事務局の職員で栄養指導等に携わる職員)についても、栄養教諭免許状授与の対象となっています。

所要資格を満たした方については、免許状の授与申請が可能ですので、教職員課職員・免許班までご連絡ください。申請関係の書類を送付します。

教育職員免許状に関する規則の一部改正について
国の教育職員免許法施行規則が

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大括り化により改正されたこと

一般の学校現場をめぐる状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等が改正されたこと

に伴い、今年度より県の教育職員免許状に関する規則の一部を改正しております。
(H31.4.1 施行)

幼稚園教諭

1 在職年数による必要単位数の逓減について（二種 一種の場合）

（１）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	4	20	6	45
	6	4	19	5	40
	7	3	17	5	35
	8	3	15	4	30
	9	2	13	4	25
	10	2	11	3	20
	11	1	9	3	15
	12以上	1	7	2	10

在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（２）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	2	12	6	25
	4	2	10	4	20
	5	1	8	3	15
	6以上	1	7	2	10

在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

領域に関する専門的事項に関する科目			1単位（学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上）
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2単位
	第三欄	保育内容の指導法に関する科目	5単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
計			7単位
大学が独自に設定する科目			2単位
合計			10単位

小学校教諭

1 在職年数による必要単位数の逓減について（二種 一種の場合）

（１）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	4	21	5	45
	6	4	19	5	40
	7	3	17	4	35
	8	3	15	4	30
	9	2	13	3	25
	10	2	11	3	20
	11	1	9	2	15
	12以上	1	7	2	10

在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（２）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	2	13	5	25
	4	2	11	4	20
	5	1	9	3	15
	6以上	1	7	2	10

在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

教科に関する専門的事項に関する科目			1単位（国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上）
各教科の指導法に関する科目又はその教育基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	5単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	計		7単位
大学が独自に設定する科目			2単位
合計			10単位

中学校教諭

1 在職年数による必要単位数の逓減について（二種 一種の場合）

（１）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	10	16	4	45
	6	9	15	4	40
	7	8	14	3	35
	8	7	12	3	30
	9	6	10	3	25
	10	5	8	2	20
	11	4	6	2	15
	12以上	3	5	2	10

在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（２）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	6	10	4	25
	4	5	9	3	20
	5	4	7	2	15
	6以上	3	5	2	10

在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

教科に関する専門的事項に関する科目			3科目以上3単位
各教科の指導法に関する科目又はその教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	3単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	計		
大学が独自に設定する科目			2単位
合計			10単位

3 教科に関する専門的事項に関する科目

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・ 運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	職業 指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
技術	木材加工（製図を含む。） 金属加工（製図を含む。） 機械 電気 栽培 情報とコンピュータ	宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目 1 以上にわたって行うものとする。

高等学校実習助手

1 在職年数による必要単位数の逡減について

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	基礎資格を取得したのち、大学等において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	総単位数
高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、又は商船実習を担任する教諭の1種免許状	イ．大学において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	3	5	5	10
	ロ．高等専門学校において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること	3	5	5	10
	ハ．高等学校において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	6	5	5	10
	ニ．9年以上左欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること	3	5	5	10

- 1 在職年数は、基礎資格を取得したのち、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において、表中に掲げる実習を担任する助教諭及び実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手として良好な成績で勤務した期間であること。
- 2 9年以上、受けようとする免許状の実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して9年に不足するものについては、二の項中「9年以上」とあるのは、「9年に不足する年数に2を乗じて得た年数を9年に加えた年数以上」と読み替える。
- 3 イの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、大学に2年以上在学し、同表に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、62単位以上を修得すること（短期大学士の学位を有することを除く。）又は旧令による修業年限3年以上の専門学校において同表の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。
ハの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、旧令による国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校又は旧令による国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限3年の実業学校において同表に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりになります。

教科に関する専門的事項に関する科目	「高等学校の実習教科に関する科目の最低修得単位数」を参照		教科に関する専門的事項に関する科目について1科目以上修得して 5単位以上
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	2単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
計			5単位
合計			10単位

3 高等学校の実習教科に関する科目の最低修得単位数

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	1単位以上 1単位以上
家庭実習	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	
情報実習	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術 情報と職業	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上
農業実習	農業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
工業実習	工業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
商業実習	商業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
水産実習	水産の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
福祉実習	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上
商船実習	商船の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
1 「 」内に表示された科目の単位の修得方法は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。 2 この表は、免許法別表第5の一種免許状（口）の場合及び免許法附則第9項の場合に適用する。		

養護教諭

1 在職年数による必要単位数の逓減について

(1) 短大卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	基礎免状	在職年数	最低修得単位数			
			養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	総単位数
1種免許状	2種免状	3	8	6	2	20
		4	7	4	2	15
		5以上	5	3	2	10

(2) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	基礎免状	在職年数	最低修得単位数			
			養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	総単位数
1種免許状	2種免状	1	5	3	2	10

2 単位の修得方法（最低単位数が10単位の場合）

養護に関する科目	第二欄	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4科目以上について各1単位以上
	第三欄	学校保健	
	第四欄	養護概説	
	第五欄	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	
	第六欄	栄養学（食品学を含む。）	
	第七欄	解剖学・生理学	
	第八欄	「微生物学、免疫学、薬理概論」	
	第九欄	精神保健	
	第十欄	看護学（救急措置を含む。）	
計			5単位

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上
	計		3 単位
	大学が独自に設定する科目		2 単位
合 計		1 0 単位	

<備考> この表に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第10条の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、第2欄及び第3欄にあっては、当該科目に係るいずれかの事項について修得するものとする。

特別支援学校教諭

1 特別支援学校教諭免許状の概要

- (1) 従来の盲・聾・養護学校の免許状が、平成19年4月1日から特別支援学校教諭免許状として一本化されました。
- (2) 特別支援教育全般に関する「総合性」と個々の領域の「専門性」のバランスを考慮した免許状となります。
- (3) 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域（特別支援教育領域）を一又は二以上を定めて免許状を授与することになります。

特別支援教育領域・・・特別支援学校教員免許状における専門性を示す領域。
 「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」に関する教育領域の5領域。

- (4) 特別支援学校教諭免許状を取得後、当該免許状に定められた教育領域以外の教育領域についての単位を修得することで、教育領域を追加することも可能となります。
- (5) すでに、盲学校、聾学校、養護学校教諭免許状を有している者については、特別支援学校教諭免許状の各教育領域を有することとみなされます。

旧制度（盲・聾・養護学校教諭免許状）

名称
盲学校教諭免許状
聾学校教諭免許状
養護学校教諭免許状

現行制度（特別支援学校教諭免許状）

領域名
視覚障害者に関する教育領域
聴覚障害者に関する教育領域
知的障害者に関する教育領域
肢体不自由者に関する教育領域
病弱者に関する教育領域

読み替え

2 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法について（教育職員免許法別表第7）

1. 基礎資格

- (1) 小学校、中学校、高等学校、幼稚園のいずれかの普通免許状を有すること。
- (2) 上記のいずれかの免許状を取得した後に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園または特別支援学校のいずれかの学校において教員として3年以上の在職年数があり、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができること。

3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業や休職期間のほか指導主事として勤務した期間、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員（寮母）として勤務した期間等は含まれません。

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目		修得単位数 二種免許状		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位以上		
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）	1単位以上		2単位以上
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）	1単位以上		
		聴覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）	1単位以上		
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）	1単位以上		
		知的障害	心理等に関する科目（中心となる領域：知的障害）	両方の内容を含んで1単位以上		
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：知的障害）			
肢体不自由	心理等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）	両方の内容を含んで1単位以上				
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）					
病弱	心理等に関する科目（中心となる領域：病弱）	両方の内容を含んで1単位以上				
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：病弱）					
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 （重複・LD等領域+5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域 （「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」）			1単位以上		
計				6単位以上		

平成19年4月1日からの法改正に伴い、第2欄と第3欄の各科目には「中心となる領域」と「含む領域」が定められています。これは、各科目で複数領域の内容を含む科目の設定が可能となるものです。

「中心となる領域」とは『中心として教授するもの』で、その科目において、領域の内容の半分以上を含み、当該免許状に定められる領域となります。

「含む領域」とは複数領域にまたがる科目を開設する場合に、『中心となる領域』以外に含まれる領域のことです。

各科目に含まれる内容については「中心となる領域」又は「含む領域」として明示されます。

「中心となる領域」は第2欄科目として使用が可能な科目です。第2欄として使用しない場合は第3欄の科目として流用ができます。

『含む領域』は第3欄として使用が可能な科目です。第2欄の科目としては使用できません。

2. 留意事項

(1) 第1欄について

- ・全領域についての共通科目です。
- ・1単位以上修得する必要があります。

(2) 第2欄について

- ・第2欄の最低修得単位数を満たした領域が免許状に定められる領域となります。
- ・免許状に定めようとする領域を「中心となる領域」とした科目を修得することになります。
- ・全ての領域で「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方の内容を満たす必要があります。
- ・視覚障害と聴覚障害については「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上、計2単位以上修得する必要があります。
- ・知的障害・肢体不自由・病弱については「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んで1単位以上修得する必要があります。

「心理等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略称であり、「教育課程等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略称です。（以下同じ）

(3) 第3欄について

- ・重複・LD等を「中心となる領域」として、第2欄で特別支援教育領域として定めた領域以外の全ての領域を「含む領域」として修得することが必要となります。
- ・例えば、知的障害領域の免許状を取得する場合、肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害に関する内容を含まなければなりません。

3 法令解釈変更による第3欄の単位修得方法の変更について
 { 特別支援教育領域（5領域）以外の領域（重複・LD等領域）に関する内容 }

国の法令解釈変更により、従来どちらか一方の修得が条件であった「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」について、双方の科目を含んでの単位修得が必要になりました。第3欄については「心理等に関する科目」、「教育課程等に関する科目」の双方を修得することが必要になります。

<例> 特別支援学校教諭二種免許状（知的）の取得を希望するAさんの場合

長崎県で近年実施された講習を受講し、単位を修得したAさんの例を整理すると、下表のようになります。

- 平成28年度「特別支援教育の基礎理論」
- 平成28年度「LD, 重複障害等の心理・生理・病理と指導法」
- 平成29年度「視覚障害者の教育課程及び指導法」
- 平成29年度「聴覚障害者の心理・生理・病理」
- 平成30年度「視覚障害の心理・生理・病理」
- 平成30年度「聴覚障害者の教育課程及び指導法」
- 令和元年度「知的障害の心理・生理・病理と指導法」

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目	単位数	修得単位列
第1欄		特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位	平成28年度「特別支援教育の基礎理論」
第2欄	知的	心理等に関する科目	1単位	令和元年度「知的障害の心理・生理・病理と指導法」
		教育課程等に関する科目		
	視覚障害	心理等に関する科目	1単位	平成30年度「視覚障害の心理・生理・病理」
		教育課程等に関する科目	1単位	平成29年度「視覚障害者の教育課程及び指導法」
聴覚障害	心理等に関する科目	1単位	平成29年度「聴覚障害者の心理・生理・病理」	
	教育課程等に関する科目	1単位	平成30年度「聴覚障害者の教育課程及び指導法」	
第3欄	重複・LD等科目	心理等に関する科目 教育課程等に関する科目	1単位	平成28年度「LD, 重複障害等の心理・生理・病理と指導法」
計			7単位	

長崎県で開設している『発達障害、重複障害の心理・生理・病理と指導法』は、「重複・LD等に関する領域」を中心とし、知的障害、肢体不自由、病弱を含んだ科目となります。視覚障害と聴覚障害を含んでいませんので、別途、これらの領域を含んだ単位を修得する必要があります。

第2欄の視覚障害と聴覚障害の科目を4単位修得して、第3欄に含まれない科目の視覚障害と聴覚障害に充てることができます。

この例での第3欄の必要単位数は、「重複・LD等科目」で1単位と第2欄科目の「視覚」、「聴覚」の4単位を第3欄に充てるため、合計5単位となります。

Aさんの場合、最大3領域（知的、視覚障害、聴覚障害）を同時に申請することが可能です。

4 特別支援学校教諭一種免許状の取得方法について（教育職員免許法別表第7）

基礎資格

- (1) 特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）の免許状を有すること。
- (2) 上記のいずれかの免許状を取得した後に、特別支援学校において、取得しようとする特別支援教育領域を担任する教員として3年以上の在職年数があり、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができること。

3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業や休職期間のほか指導主事として勤務した期間、養護教諭、実習助手、寄宿舍指導員（寮母）として勤務した期間等は含まれません。

複数の領域を定めた上級免許状を取得する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るものでかまいません。

<例> 視覚及び聴覚の領域を定めた2種免許状を有する者が、視覚の領域を担当する教員として3年間在職し、視覚及び聴覚の領域を定めた1種免許状を授与されるために必要な単位を修得した場合、視覚及び聴覚の領域を定めた1種免許状を取得できます。

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目		修得単位数 一種免許状		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位以上		
第2欄	視覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）		1単位以上		2単位以上
		教育課程等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）		1単位以上		
	聴覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）		1単位以上		
		教育課程等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）		1単位以上		
	知的障害	心理等に関する科目（中心となる領域：知的障害）		両方の内容を含んで1単位以上		
		教育課程等に関する科目（中心となる領域：知的障害）				
肢体不自由	心理等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）		両方の内容を含んで1単位以上			
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）					
病弱	心理等に関する科目（中心となる領域：病弱）		両方の内容を含んで1単位以上			
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：病弱）					
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 重複・LD等領域+5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域 （「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」）			1単位以上		
計				6単位以上		

第1欄～第3欄の単位取得については、特別支援学校教諭二種免許状の留意事項を参照。

5 教育領域を追加する方法について

従来の盲・聾・養護学校の免許状は単位を修得することで、各々別々に免許状が授与されていましたが、平成19年4月1日からの法改正に伴い、基本的には、当初授与された特別支援学校教諭免許状に領域を追加していくこととなります。

領域の追加については、様々なパターンがあり、それに応じて単位の修得方法も様々なパターンがありますが、基本的には追加する教育領域の第2欄の科目を修得することになります。

(1) 必要な最低在職年数について

「特別支援学校の教員()として、1年間良好な成績で勤務した」旨の実務証明責任者の証明が必要となります。

特別支援学校の教員としての勤務経験について

二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含みます。

専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

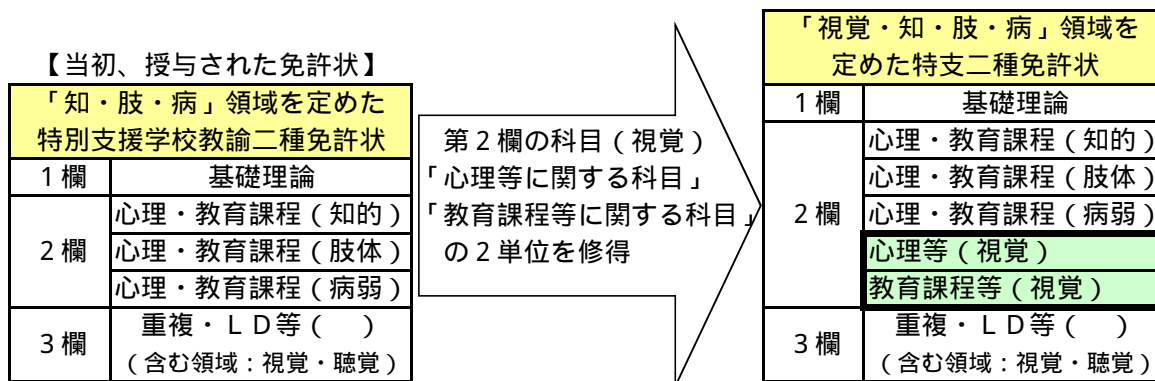
当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限られます。

(2) 教育職員検定による領域追加に必要な単位

追加しようとする領域	所持する免許状	
	専修免・一種免	二種免
視覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目： 1 単位以上 教育課程等に関する科目： 1 単位以上 を含む	2 心理等に関する科目： 1 単位以上 教育課程等に関する科目： 1 単位以上 を含む
聴覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目： 1 単位以上 教育課程等に関する科目： 1 単位以上 を含む	2 心理等に関する科目： 1 単位以上 教育課程等に関する科目： 1 単位以上 を含む
知的障害者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1 単位以上 教育課程等に関する科目：1 単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1 単位以上、 教育課程等に関する科目：1 単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて 1 単位以上 を含む
肢体不自由者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1 単位以上 教育課程等に関する科目：1 単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1 単位以上、 教育課程等に関する科目：1 単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて 1 単位以上 を含む
病弱者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1 単位以上 教育課程等に関する科目：1 単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1 単位以上、 教育課程等に関する科目：1 単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせ て 1 単位以上 を含む

太枠箇所は教育職員免許法施行規則改正により平成22年4月1日から追加されています。

(3) 「知・肢・病」の領域を定めた特別支援2種免許状に「視覚障害領域」を追加する場合の例



この「重複・LD等」には、「心理等」「教育課程等」の双方を含むものとする。

- ・第2欄の「心理等に関する科目（視覚）」「教育課程等に関する科目（視覚）」をそれぞれ1単位ずつ修得することで『視覚障害』領域の追加が可能。
- ・第3欄の視覚領域は「含む領域」なので、第3欄としてしか使用できません。

(4) 2種免許状を有する者等の単位数

(ア) 追加しようとする領域を定めた2種免許状を持っている場合等について

特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、以下のような場合には、1種免許状に当該領域を追加するために必要な専門性はすでに確保されているとみなされるため、2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなすこととされています。

このため、下記 ~ の場合においては、1種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いたものを修得すれば良いことになります。

当該領域を定めた2種免許状を所持している場合

当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合

特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

<例1> 特別支援学校教諭二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状（聴覚障害）に視覚障害の領域を追加する場合

一種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状に視覚障害の領域を追加する場合に必要な単位数
視覚 4 単位	視覚 2 単位	視覚 2 単位（4 - 2 単位）

(イ) 追加しようとする領域を定めた2種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合更に、

当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位

2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を一種免許状に係る単位数に含めることができます。

ただし、同条第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とします。

6 盲・聾・養護学校の免許状を所持する者が新教育領域を追加する方法について

(1) 特別支援学校教諭免許状の授与と新教育領域の追加の考え方について

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（2種、1種、専修）の特別支援学校教諭免許状を授与することはできません（この場合、新教育領域の追加となります）。

<具体例>

- ・ 2種免許状（視覚）を有する者に、2種免許状（聴覚）の授与はできません。
（この場合は2種免許状（視覚）に聴覚障害者に関する教育の領域を追加することとなります。）
- ・ 2種免許状（視覚）を有する者に、1種免許状（聴覚）の授与は可能。
- ・ 1種免許状（視覚）を有する者に、2種免許状（聴覚）の授与は可能。

(2) 新教育領域の追加の方法

盲・聾・養護学校の免許状を有する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合にも、新たな特別支援学校教諭免許状の授与ではなく、領域の追加となります。

<例1> 養護学校教諭2種免許状に視覚の領域を追加

従来は、養護学校教諭2種免許状を持つ者が、新たに視覚の領域を追加するための単位を修得した場合、特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害）が授与されていましたが、現在ではそのような授与ではなく、養護学校教諭2種免許状〔特別支援学校教諭2種免許状（知・肢・病）とみなす〕に視覚の領域を追加することになります。

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）免許状に、教育職員検定により新教育領域を追加した場合には、新たな免許状の授与とはなりません。
新領域の追加は「教員免許更新制」の新たな免許を取得し、修了確認期限を延期できる事由ではありません。

(3) 第3欄科目の修得の必要性

旧免許状を所持する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、旧免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合にも、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はありません。

7 新教育領域の追加をする際の申請先について

「新教育領域の追加の定め」を行うことができるのは、追加する元となる特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）を発行した都道府県教育委員会となります。

<例> 特別支援学校教諭1種免許状（知的障害）を東京都教育委員会から授与され、現在、長崎県で教員として勤務している者が視覚障害領域1種の申請に必要な所要資格を得た場合、追加する元となる免許状を発行した東京都教育委員会に新教育領域の追加申請をすることになります。

新教育領域の追加に必要な所要資格を満たし、本県教育委員会に追加申請を行う場合は教職員課職員・免許班までご連絡ください。申請関係の書類を送付します。

8 平成18年度までに修得した単位の取り扱いについて

平成18年度までに認定講習や放送大学等で修得した単位は、特別支援学校教諭免許状取得のための単位に読み替えることができます。

読み替えは1科目につき1領域として読み替えることとなります。ですから、1科目で2単位以上設定している科目でも、読み替えることができる領域は1領域となります。

(1) 旧法での第1欄の科目について

新法の第1欄の科目として読み替えることができます。

<旧法>

第1欄	教育の基礎理論に関する科目
-----	---------------



<新法>

第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目
-----	-------------------

(2) 旧法での第2欄の科目及び第3欄の科目について

新法の第2欄の科目として読み替えることができます。

盲学校教諭免許状

<旧法>

第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目



<新法> 特別支援学校(視覚障害領域)

第2欄	心理等に関する科目
	教育課程等に関する科目

聾学校教諭免許状

<旧法>

第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目



<新法> 特別支援学校(聴覚障害領域)

第2欄	心理等に関する科目
	教育課程等に関する科目

養護学校教諭免許状

<旧法>

第2欄	心理等に関する科目
第3欄	教育課程等に関する科目



<新法> 特別支援学校(知・肢・病)

第2欄	心理等に関する科目
	教育課程等に関する科目

養護学校の場合は、知・肢・病のいずれかひとつの領域の単位として読み替え可能。

例1：旧法第2欄、第3欄を各々1科目(1科目につき1単位)ずつ修得している場合

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		
	教育課程等に関する科目	1		

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		
	教育課程等に関する科目		1	

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		
	教育課程等に関する科目			1

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	
	教育課程等に関する科目	1		

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	
	教育課程等に関する科目		1	

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	
	教育課程等に関する科目			1

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			1
	教育課程等に関する科目	1		

<旧法>

	養護	
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			1
	教育課程等に関する科目		1	

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	1単位
第3欄	教育課程等に関する科目	1単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			1
	教育課程等に関する科目			1

例2：旧法第2欄、第3欄を各々1科目（1科目につき2単位）ずつ修得している場合

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	2		
	教育課程等に関する科目	2		

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		2	
	教育課程等に関する科目		2	

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			2
	教育課程等に関する科目			2

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	2		
	教育課程等に関する科目		2	

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	2		
	教育課程等に関する科目			2

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		2	
	教育課程等に関する科目	2		

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		2	
	教育課程等に関する科目			2

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			2
	教育課程等に関する科目	2		

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目			2
	教育課程等に関する科目		2	

例3：旧法第2欄、第3欄を各々2科目（1科目あたり1単位）ずつ修得している場合

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1	1	
	教育課程等に関する科目	1	1	

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		1
	教育課程等に関する科目	1		1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	1
	教育課程等に関する科目		1	1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1	1	
	教育課程等に関する科目	1		1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		1
	教育課程等に関する科目	1	1	

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	1
	教育課程等に関する科目	1		1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1		1
	教育課程等に関する科目		1	1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目	1	1	
	教育課程等に関する科目		1	1

<旧法>

		養護
第2欄	心理等に関する科目	2単位
第3欄	教育課程等に関する科目	2単位



<新法> 特別支援学校

		知	肢	病
第2欄	心理等に関する科目		1	1
	教育課程等に関する科目	1	1	

栄養教諭

1 教員普通免許状を有する場合

1 . 栄養教諭一種免許状の取得について

(1) 基礎資格

管理栄養士免許状を有する者 又は
管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許状を有する者

(2) 必要修得単位

「栄養に係る教育に関する科目」を2単位以上修得する必要があります。
ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれていなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

2 . 栄養教諭二種免許状の取得について

(1) 基礎資格

栄養士免許状を有する者

(2) 必要修得単位

「栄養に係る教育に関する科目」を2単位以上修得する必要があります。
ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれていなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

2 教員普通免許状を有しない場合

1 . 栄養教諭一種免許状の取得について

(1) 基礎資格

管理栄養士免許状を有する者 又は
管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許状を有する者

上記の資格を取得した後、学校栄養職員等として良好な成績で3年間以上の在職
が必要。

管理栄養士免許状を取得した後の在職年数と、単位の修得が必要です。

(2) 必要修得単位

栄養に係る教育に関する科目

2単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

養護教諭・栄養教養の教育の基礎的理解に関する科目等

8単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位以上
	第四欄	栄養教育実習	1単位以上
	計		8単位

教育職員免許法第3条の2に規定する非常勤の講師として1年以上栄養の指導に関し、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもってこれに替えることができます。（教育職員免許法施行規則附則第6項表備考第4号）

非常勤の講師については、「平成31年度 免許事務に係る手続きについて（30教職第242号 平成31年3月4日）」の「特別非常勤講師の届出について」を参照。

2. 栄養教諭二種免許状の取得について

(1) 基礎資格

栄養士免許状を有する者

上記の資格を取得した後、学校栄養職員等として良好な成績で3年間以上の在職が必要。

栄養士免許状を取得した後の在職年数と、単位の修得が必要です。

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上
	第四欄	栄養教育実習	1 単位以上
	計		6 単位

(2) 必要修得単位

栄養に係る教育に関する科目

2 単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

6 単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

教育職員免許法第3条の2に規定する非常勤の講師として1年以上栄養の指導に関し、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもってこれに替えることができます。（教育職員免許法施行規則附則第6項表備考第4号）

非常勤の講師については、「平成31年度 免許事務に係る手続きについて（30教職第242号 平成31年3月4日）」の「特別非常勤講師の届出について」を参照。

3 栄養教諭二種免許状から一種免許状への上進について

すでに栄養教諭二種免許状を有する者が、一種免許状を取得しようとする場合、大きく分けて、2パターンの取得方法があります。

ひとつめは栄養教諭としての在職年数と単位の修得による場合（免許法別表第6の2）、ふたつめは学士の学位を有したうえで、一種免許状と二種免許状の単位数の差を修得する場合（免許法別表2の2）です。

1. 免許法別表第6の2

(1) 基礎資格

栄養教諭二種免許状を有すること。

の免許状を取得した後、3年間以上、栄養教諭として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明を有すること。

の免許状を取得した後、大学等で必要単位を修得すること。

(2) 必要修得単位数

在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
3	32	2	6	40
4	27	2	6	35
5	23	2	5	30
6	18	2	5	25
7	14	2	4	20
8	10	1	4	15
9	6	1	3	10

栄養に係る教育に関する科目

以下の事項を含んで修得するものとする。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

最低修得単位数		4 以下	5 以上 6 以下	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上	2 単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上	2 単位以上

栄養教諭として任用されて、すでに管理栄養士免許を有し、栄養教諭二種免許状を有する者の場合

3年間の在職年数に満たない在職期間があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数「40単位」とあるのは、「8単位」と読み替えるものとする。（免許法別表第6の2備考）

栄養に係る教育に関する科目

以下の事項を含んで2単位以上修得するものとする。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

最低修得単位数		6単位以上
の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
		2単位以上

2. 免許法別表第2の2

(1) 基礎資格

学士の学位を有すること。

を有したうえで、かつ、**管理栄養士免許状を有する者** 又は
管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許状を有する者

(2) 必要修得単位数

栄養に係る教育に関する科目

2単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

6単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

科育養 目の護 等基教 礎諭 的・栄 養に教 関諭 すの 教	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	3単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3単位以上
計			6単位以上

留意事項

別表第2の2のパターンで単位を修得する場合は、栄養教諭の免許状が取得可能な教職課程を有する大学で修得する必要があります。従って、放送大学や免許法認定講習で修得した単位については使用できません。